

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第39号）（環境政策局環境企画部環境指導課及び同局循環型社会推進部廃棄物指導課）

土壤汚染対策法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、新たに手数料を定め、又は改定する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）の施行に伴い、次のとおり、土壤汚染対策法（以下「法」という。）の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認等の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

区 分	手数料（1件につき）
法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	円 120,000
法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	120,000
法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続の承認の申請に対する審査	120,000

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査に係る標準とすべき手数料の額が改定されることに伴い、当該審査に係る手数料の額を改定することとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 39 号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

「

別表第4中	法第23条第1項の規定に基づく汚染 土壌処理施設の種類等の変更の許可の 申請に対する審査	220,000	を
-------	--	---------	---

」

「

法第23条第1項の規定に基づく汚染 土壌処理施設の種類等の変更の許可の 申請に対する審査	220,000	に改める。
法第27条の2第1項の規定に基づく 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認 の申請に対する審査	120,000	
法第27条の3第1項の規定に基づく 汚染土壌処理業者である法人の合併又 は分割の承認の申請に対する審査	120,000	
法第27条の4第1項の規定に基づく 汚染土壌処理業の相続の承認の申請に 対する審査	120,000	

」

別表第5法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査の項中「75,000」を「67,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(環境政策局環境企画部環境指導課及び同局循環型社会推進部廃棄物指導課)